

XI 6次産業化の部

解 説

この部には、「6次産業化総合調査」結果を収録した。

1 調査の概要

(1) 調査対象

ア 農業・農村の6次産業化総合調査

- (ア) 農産加工（農産物の加工を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産加工場）
- (イ) 農産物直売所（農産物直売所を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所）
- (ウ) 観光農園（観光農園を営む農業経営体）
- (エ) 農家民宿（農家民宿を営む農業経営体）
- (オ) 農家レストラン（農家レストランを営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農家レストラン）

イ 漁業・漁村の6次産業化調査

- (ア) 水産加工（水産物の加工を営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産加工場）
- (イ) 水産物直売所（水産物直売所を営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産物直売所）
- (ウ) 漁家民宿（漁家民宿を営む海面漁業経営体）
- (エ) 漁家レストラン（漁家レストランを営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁家レストラン）

(2) 調査期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、上記期間を含む記入可能な1年間とする。

(3) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 定義

事業体	農業生産関連事業を営んでいる農業経営体、農協等が運営する農業生産関連事業の事業所並びに漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁協等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。 なお、農業経営体及び漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ1事業体としてカウントした。
年間販売（売上）金額	農業生産関連事業又は漁業生産関連事業における年間販売（売上）金額は、1年間（4月1日～翌年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいう。 ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な調査対象期間を含む1年間とした。
従事者	農業生産関連事業又は漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含む。
雇用者	農業生産関連事業又は漁業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。
農業経営体 農協等	Ⅱの2の「農業経営体」を参照。 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）及び農業協同組合が50%以上出資する子会社をいう。 なお、上記に加えて、農産加工にあっては、農業協同組合の加工場を使用している農業協同組合の下部組織及び生産者グループ（任意組合を含む。以下同じ。）を含み、農産物直売所にあっては、生産者グループ並びに農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、第3セクター、農業協同組合の下部組織及び民間企業を含む。
農業生産関連事業	農業経営体又は農協等による農産加工、農産物直売所及び農家レストラン並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。

農産加工	ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。 農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。
農産物直売所	農業経営体又は農協等が、①自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び、②農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいう。 なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。
観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ料金を得る事業をいう。
農家民宿	農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。
農家レストラン	農業経営体又は農協等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。
漁業経営体	利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者をいう。
漁協等	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（沿海地区に所在するものに限る。）及び漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が50%以上出資する子会社、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の下部組織、漁業者グループをいう。 なお、漁業協同組合については、漁業経営体に該当する場合であっても漁業協同組合等に区分した。
漁業生産関連事業	漁業経営体又は漁協等が、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて営む水産加工、水産物直売所、漁家民宿及び漁家レストランの各事業をいう。
水産加工	漁業経営体又は漁協等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。
水産物直売所	食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用して、漁業経営体又は漁協等が自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。
漁家民宿	漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。
漁家レストラン	漁業経営体又は漁協等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。